



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

住 所 兵庫県姫路市豊沢町 79 番地
会 社 名 WDBホールディングス株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 野 敏 光
役 職 氏 名
(コード番号：2475 東証第二部)
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 大 塚 美 樹
電 話 番 号 079 - 287 - 0111

当社定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 25 年 6 月 25 日に開催を予定しております定時株主総会に、当社定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたのでここにお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成 25 年 3 月 4 日の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として当社株式 1 株を 200 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用しております。

それに伴い、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会において、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）および第 9 条（単元未満株式の売渡請求）を新設するとともに、現行定款第 8 条以下を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

変更前定款	変更後定款
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第 8 条</u> <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の行使をすることができない。</u> <u>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 次条に定める請求をする権利</u>

(新設)	<u>(单元未満株式の売渡請求)</u> <u>第 9 条</u> <u>当会社の株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の单元未満株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</u>
第 8 条 ~ 第 4 1 条 (条文省略)	第 1 0 条 ~ 第 4 3 条 (現行どおり)

3 . 変更の日程

(1) 取締役会決議日	平成 25 年 5 月 10 日
(2) 株主総会決議日	平成 25 年 6 月 25 日
(3) 効力発生日	平成 25 年 6 月 25 日

以上